

(法第 29 条)

令和 2 年度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人障害児フォーラムかごしま

1 事業の計画

事業の成果

令和 2 年度は、放課後等デイサービス事業の実施にあたり生活向上のための療育支援や機能訓練を継続的に提供し、医療的ケアが必要で学校へ通えない障害児の居場所づくりを確保する。

未就学児の療育を充実させ、スタッフの能力向上の為に研修を行う。

障害児と家族の希望を踏まえて、ライフステージに合わせた障害児支援利用計画を作成し、モニタリングを行い適切な療育支援を行う。

小さな事業所ではありますが、人の役に立てている事が私達の目的だと言えます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づき医療的ケアを必要とする重症心身障害児を中心に放課後の余暇活動に対する支援。	月～土 学校終了時他 9時～ 18時 他	鹿児島市 桜ヶ丘 谷山	4人	就学児～18歳 5～10名	37,500
児童福祉法に基づく児童発達支援事業	児童福祉法に基づき重症心身障害児の療育の機会・場所とする。	月～土 10時～14時	鹿児島市 桜ヶ丘 谷山	4人	0歳～未就学児	37,500
障害者総合支援法と児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、特定相談支援事業	障害者総合支援法と児童福祉法に基づく障害児支援利用計画作成やモニタリングを実施する。	月～金 8時30分～17時 (祝・祭日除く)	鹿児島市 桜ヶ丘	5人	0歳～5名	3,400

障害者総合支援法の基づく短期入所事業	障害者総合支援法に基づき、介護者のレスパイトや家族の用事に対して障害児の預かりを行う。	月～土 9時～ 18時 (日・際 日を除 く)	鹿児島市 谷山	5人	0歳～	11,910
健康保険法に基づく訪問看護事業	健康保険法に基づく在宅訪問看護を行う。	当該年度は実施の予定なし。				
医療法に基づく事業所内診療所経営事業	医療法に基づく事業所内での診療所の経営を行う。	水曜日 9時～ 18時	鹿児島市 谷山	2名	障害児とその家族、他一般	200
障害者総合支援法に基づく訪問看護事業	障害者総合支援法に基づく居宅介護を行う。	当該年度は実施の予定なし				
障害者総合支援法に基づく居宅介護事業	障害者総合支援法に基づく居宅介護を行う。	当該年度は実施の予定なし。				
障害者総合支援法に基づく行動援護事業	障害者総合支援法に基づく行動援護を行う。	当該年度は実施の予定なし。				
障害者総合支援法に基づく生活介護事業	障害者総合支援法に基づく生活介護を行う。	当該年度は実施の予定なし。				

児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業	児童福祉法に基づく保育所等訪問支援を行う。	当該年度は実施の予定なし。				
---------------------	-----------------------	---------------	--	--	--	--